



平成24年12月3日

胎内市長 吉田和夫様

胎内市総合体育館建設審議会
会長 平野庄一

総合体育館の建設について（答申）

平成24年9月14日に諮問を受けた総合体育館の建設について、胎内市総合体育館建設審議会として審議を重ねてきました。

この度、当審議会としての意見がまとまりましたので、下記のとおり答申いたします。

また、審議を通じて各委員から有益な意見や提案が多数ありました。それについても併せて別紙「総合体育館建設審議会答申書」のとおり示しますので、総合体育館の建設に当たり十分反映されるよう切望します。

記

1 総合体育館の名称及び位置について

- ・総合体育館の名称は、市民から公募して決定すること。
- ・総合体育館の位置は、総合グラウンド野球場に隣接した新潟中条中核工業団地とする。この他、スポーツハウスのグリーングラウンドや小規模体育館の場合は黒川地区を検討すること。

2 施設の規模及び機能について

- ・総合体育館のメインアリーナは、バレーボールコート3面とし各種公式試合が可能な高さと広さを確保すること。
- ・その他、別紙「総合体育館建設審議会答申書」を参照のこと。

写

胎内市長 吉田和夫様

胎内市総合体育館建設審議会答申書

平成24年12月3日
胎内市総合体育館建設審議会
会長 平野庄一

総合体育館建設に対する答申

検討の経緯

胎内市は、将来像を「自然が生きる、人が輝く、交流のまち」とし、基本目標のひとつとして「自然と親しむ生涯学習、自然を満喫できる生涯スポーツのまちづくり」という方向性が示されている。

新市建設計画の体系別整備計画の中で、「体力の増進と交流事業を推進するために、スポーツ事業の充実と社会体育施設の整備を図る」ことが掲げられ、「生涯スポーツ事業の推進」を図る施設として「社会体育施設整備事業」が、新市建設計画の事業として盛り込まれた。当初、この体育施設については、旧黒川村を対象とした「社会施設整備事業（黒川地区体育館）」として位置付けられていた。

しかしながら、既存の中条体育館・黒川体育館の老朽化が激しいことから、平成20年度に実施された新市建設計画の見直しの際、当該施設整備事業は「スポーツ施設の中核施設として胎内市全域を対象とした『総合体育館』を建設する」とされた。

平成24年第2回定例会において、「総合体育館建設審議会設置条例」が可決されたことにより当審議会が設置され、市長から「総合体育館の名称及び位置の選定に関する事項」、「施設の規模及び機能に関する事項」、「その他市長が必要と認める事項」について諮問を受けた。

審議会として、胎内市におけるスポーツ施設の現状や課題、近隣市町村の現況等について考察を加えた後、日頃から市内においてスポーツに親しみ、社会体育団体でも活躍されている方々が作成した「総合体育館建設準備委員会資料」を参考にし、望ましい総合体育館の建設に向けて慎重な審議を重ねてきた。

以上を踏まえ、胎内市総合体育館建設審議会として次のとおり答申する。

1 総合体育館建設に対する基本構想について

胎内市総合体育館建設審議会として、市民の生涯にわたるスポーツ活動や健康づくりを実践するため、多様化する市民の要望に対応した利用しやすい施設にすると共に、各種大会の開催にも対応し、スポーツを通じて交流の活性化に資する環境を目指し、次の機能を持った施設整備が図れるよう胎内市長に提案する。

(1) 市民の多様化、高度化するニーズに対応でき、誰もが利用しやすい機能

- 1 スポーツはもとより、各種団体のイベントにも対応し、子どもから高齢者まで利用できる施設であることを主眼に置くこと。
- 2 体育館の周囲は十分な駐車スペースを確保し、施設の周辺は、訪れた人が心安らぐよう公園化等を検討すること。
- 3 冷暖房設備の設置とバリアフリー化を検討すること。
- 4 体育館の付属施設については適切な数と広さを確保し、利便性についても考慮すること。

(2) 地域の競技スポーツ活動と生涯スポーツ活動を支援する機能

- 1 市民大会等の各種スポーツ大会が開催できる機能を持たせるため、メインアリーナや武道場を設置し、この他、サブアリーナ等の設置も検討すること。
- 2 体力増進とスポーツに親しむ機能として、室内ランニングコースやトレーニングルーム、キッズルーム等を設置すること。

(3) その他

- 1 施設管理にあたっては省エネルギー・省資源の実現により、環境に配慮した施設となるよう整備を進めることが望ましい。(太陽光発電設備の設置・活用、雨水の再利用、地下水の消雪利用等)
- 2 災害時には、市の中心的な避難所としての機能が果たせるよう、防災担当部署とも連携し、設備・備品について十分検討すること。
- 3 建物の外観は胎内市の自然豊かなイメージに沿うデザインとし、市のシンボルとなるよう検討すること。

2 総合体育館の名称について

総合体育館の名称は、一般市民から公募して決定すること。

3 総合体育館の建設候補地について

総合体育館の建設候補地は、体育館の規模及び駐車場面積、既存のスポーツ施設との連携、交通アクセス、災害時の避難所機能等から検討した結果、総合グラウンド野球場に隣接した新潟中条中核工業団地とする。

この他、スポーツハウスのグリーングラウンドや小規模体育館の場合は黒川地区を検討すること。

4 総合体育館の規模・機能について

(1) アリーナ

- ・市民大会等の各種スポーツ大会の会場として使用できるスペースと機能を備えるものとする。
- ・メインとなる競技フロアーの大きさはバレーボールコート3面とし、デットゾーンに余裕を持たせ、各種公式試合が可能な高さと広さを確保すること。

(2) 観客席

- ・観客席は固定・移動式を含めて、1,000席程度を確保すること。

(3) ステージ

- ・ステージは可動式で対応すること。

(4) ランニングコース

- ・ウォーミングアップやクールダウン、雨天や冬期間の運動場確保、また「個人のスポーツの場」として、室内ランニングコースを設置すること。
- ・できるだけ広く開放感のあるコースとすること。

(5) 冷暖房

- ・体育館の冷暖房機能は必須とする。

(6) トレーニングルーム

- ・市民が一人でも気軽に健康づくりができる場所として、トレーニングルームを設置すること。
- ・十分なトレーニングができる多種多様な運動器具を設置すること。

(7) サブアリーナ

- ・サブアリーナは設置することが望ましい。

(8) 武道場

- ・武道場は総合体育館に併設するものとする。

(9) 多目的ルーム

- ・エアロビクス、研修室等多目的に利用できる多目的ルームの設置は必須とする。
- ・仕切りや大型の鏡等の設置により、エアロビクス、太極拳等が同時に利用できることが望ましい。
- ・床は木材を使用し弾力性を有するとともに、天井の高さにも配慮すること。

(10) キッズルーム（スペース）

- ・幼児を同伴する利用者にも配慮し、親子でも運動が楽しめるスペースを設置すること。

(11) 付属施設

- ・トイレ、更衣室、シャワー室、用具庫、事務室等は、施設の規模に応じた適切な数、広さを確保するとともに利便性に優れたものとすること。

(12) バリアフリー

- ・高齢者や障がい者の利用も考慮し、設備は可能な限りバリアフリー化するとともに、ユニバーサルデザインを取り入れること。
- ・エレベーターの設置は必須とする。

(13) 共用部分

- ・玄関ロビーは、市民や体育館の利用者がミーティングや談話等で気軽に交流が図れる広さと開放的スペースを確保すること。

(14) 駐車場

- ・最低 500 台が駐車できるスペースとするが、それ以上の台数が確保できるようにすること。

(15) その他

- ・室内クライミング（ボルタリング）施設の設置を検討すること。
- ・体育館の施設内に砂や泥等が入り込まないよう、土足マット等の設置について配慮すること。
- ・1階のメインアリーナと2階の観客席との移動がしやすいように、動線に配慮すること。

【これまでの検討経過】

	期　日	主　な　検　討　内　容　等
第1回	(平成24年) 9月14日	・委嘱状の交付 ・会長及び副会長の選任 ・胎内市総合体育館建設審議会設置条例について ・胎内市の体育施設の現状等について
第2回	9月26日	・総合体育館の規模、機能について
第3回	10月9日	・総合体育館の基本構想について ・総合体育館の名称について
第4回	10月22日	・総合体育館の建設候補地について
第5回	11月22日	・答申の確認

【胎内市総合体育館建設審議会委員名簿】

	氏　名	備　考
会長	平野庄一	識見を有する者
副会長	加藤武	識見を有する者
委員	石山涼一	関係団体の役職員又は当該団体の推薦を受けた者
委員	高橋徳治	関係団体の役職員又は当該団体の推薦を受けた者
委員	水橋健太郎	関係団体の役職員又は当該団体の推薦を受けた者
委員	清野満	関係団体の役職員又は当該団体の推薦を受けた者
委員	佐藤エミ	公募による者
委員	榎本孝弘	公募による者
委員	石山勇	その他市長が適当と認める者